２００７年１０月１９日

高知県知事　　橋本大二郎　様
高知県教育長　大崎　博澄　様

「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を
国民大運動高知県実行委員会」
代表委員　高橋豊房　　高知県労働組合連合会
小笠原宏　　高知県商工団体連合会
今井　鋼　　高知県民主医療機関連合会
山岡美和子　　新日本婦人の会高知県本部
浜川百合子　日本民青同盟高知県委員会

２００７年度県予算にかかわる要求書

「要求の趣旨」

７月の参議院選挙では、安倍政権・自民党は歴史的大敗を喫しました。構造改革がもたらした格差と貧困の拡大、地方切り捨てなどに対する国民の批判や怒りが、年金問題や政治と金の問題をきっかけにして一揆のように吹き出しました。

同時に、改憲や愛国心教育を進める自民党、公明党の政治に対する国民のきびしい審判でもありました。

参議院選挙で野党の議席が与党の議席を上回り、新たな国会情勢が生まれ、国民本位の政治への転換が期待されています。

この間の構造改革が、大都市と地方都市との格差を広げ、高知県にも大きな被害をもたらしています。県民の暮らしと福祉、教育が破壊されるもとで、これらの諸問題の克服にむけて、貴職が果たす役割に多くの県民が期待を寄せています。

私たちは、平和憲法を守り、憲法を国民のくらしと国・地方行政に生かすことを基本にして、「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」実現する運動を進めてきています。

こうした立場で、２００７年度の県予算にかかわる県民要求を以下のようにまとめ「要求書」を提出いたします。

貴職におかれましては、各要求事項について、２００７年度予算や県行政の各施策に反映させていただくよう要請いたします。

「要求事項」

Ｉ、平和、安全、地方自治問題について

１、平和、安全問題について

（１）２００９年度完成予定の陸上自衛隊第１４旅団、５０普通科連帯の基地開設にあたり、地域住民の安全と基地公害をより少なくするために自衛隊との使用協定を結ぶこと。

例えば
１、演習場の使用は８時から１７時までとする。
２、米軍との共同使用はしない。
３、民家の上はヘリコプターはとばさない。
４、演習城以外では自衛隊の行軍はしない。
５、地域住民との間に問題が起きたら演習を中止し問題解決のために話し合う。

２、地方自治問題について

高知県民の暮らしを守る立場から道州制に反対し、基礎的自治体としての市町村と、広域自治体としての都道府県という「２層制」をとる今日の地方自治制度を守り、発展させるよう努力すること。

II、労働問題について

（１）貴職が発注するアウトソーシング（競争入札業務）の雇用面、県民負担面等での効果について調査・報告（県民に）を行なうこと。

（２）アウトソーシングによって、ワーキングプアを作り出すことなく労務単価は少なくとも時間給１０００円以上、また、フルタイム労働（１日８時間）、労働保険、社会保　険加入等を請負会社に保障させること。

（３）ＩＬＯ９４条約(公契約における労働条項に関する条約)の趣旨にもとづき、公的関連事業で働く労働者の公正な賃金・労働条件の確保のために、賃金等確保条例(公契約　条例)を制定すること。

III、地域産業の振興と税制問題について

（１）公共工事が激減する中、土木業界では大量の廃業・倒産、失業者が発生しています。廃業者・失業者が県内に残って、生活ができる施策を進めること。

（２）香美市で創設した小規模工事等契約希望者登録制度を県でも実施すること。また、各市町村でも実施できるよう、県での調査・研究、市町村への働きかけを行なうこと。

（３）公共工事については、地元中小業者が直接受注できる福祉・環境保全・生活密着型の小規模工事に重点を移し、地域経済振興・地元中小業者育成の観点で発注すること。
（４）家屋の耐震診断基準にもとづき、家屋を補修する場合は地元業者に発注する施主に対し一定の補助をする、「耐震改修費補助制度」を全市町村が実施するよう働きかけて　ください。また、利用者を増やす広報活動を強めること。

（５）国に対して、次の意見をあげてください。
　①消費税の税率を引上げないこと。
　②税源移譲が行なわれたため、所得税率１０％が５％になり、住民税率５％が１０％になった層で、生命保険料控除額が所得と住民税で異なるため増税になっています。「税　負担額が変わることは基本的にはない」という政府の宣伝とは異なります。増税分を減　税すること。
　③大企業や大金持ち優遇の減税をやめ、応能負担原則にもとづき適正に課税すること。

IV、医療・介護、福祉問題について

１、国民健康保険の短期証・資格照明証発行が社会問題化しています。（高知新聞にも明日が見えない増える県内国保難民が報道されました。
　国保法第１条「この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって、社会保障および国民保健の向上に寄与することを目的とする。」
　第６７条「保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、または、差し押さえることができない。」
　以上の現国保法に照らして、報道された事例について明確な見解を求めます。

２、国は医療制度改革で、画一的に療養ベッドの削減計画を進めています。高知県の実情に照らし、明確に反対の立場を表明する意思はありませんか。次善の策の一つとして県　立安芸病院に療養病床を確保するなど、県民を励ます施策は取れませんか。

３、後期高齢者医療では、生活保護基準以下の人からも保険料が特別徴収されます。生活保護基準以下の人たち等に対する県補助金による保険料減免条例をつくること。

４、子どもの医療費をせめて小学２年生までに拡大し、所得制限を廃止すること。

５、児童扶養手当削減撤回を国に要請すること。児童扶養手当が削減された場合でも子育てに支障が出ないように県で何らかの補助制度を設けること。

６，妊婦健診の補助については、少なくとも厚生労働省通達水準で全市町村が実施するよう県として補助金を拠出すること。

７，障害者自立支援法に基づく、障害者の福祉・医療サービスの利用に対する「応益負担」　の導入を中止するよう国に求める取り組みを強めてください。県として独自の助成制度をつくること。

①国に対して、施設利用者に対する食費・医療費・水道光熱費・個室利用料の全額自己　負担を中止するよう求めること。
②国に対して、親・家族の費用負担制度は完全に撤廃するよう求めること。
③国に対して、介護移動費の切り下げをしないよう求めること。
④国に対して、障害者の所得保障をするよう働きかけること。

　県として、障害者の生活実態と願いをもとに障害者計画をつくり、以下のような取組みを進め、その実現をめざしてください。

①住宅政策を拡充してください。ショートステイ・デイサービスの実現めざし、基盤整備を拡充すること。地震対策を強化と安全に生活できる自治体づくりを進めてください。
①高知県の独自施策としての重度心身障害者医療費助成事業の見直しを進めること。
　６５歳以上の新規障害者を助成対象外にしないこと。
③重症心身障害児施設の医療を充実させること。
④障害者の自立を促進するための雇用率の改善に全力で取り組むこと。障害児者の生活実態と願いをもとに障害者計画をつくり、その実現をめざすこと。

８，福祉施設職員(介護職員など)の人材確保を進めてください。福祉は人です。介護職員などの賃金・労働条件の大幅な改善で、「福祉職場の人材を確保」すること。県の助成　制度をつくること。

９、児童虐待など権利侵害を受けている子どもの早期発見・保護を行なうことに努めること。

１０、子どもの発達を伸ばしていく「生活空間」の確保をはかること。施設建設については　法人などの自己負担分の軽減のための補助制度をつくること。

１１、職員配置改善のための県独自の助成制度をつくること。

Ⅴ、青年の課題について

１、多くの青年が就労することができず、働き場をさがしています。県内の青年雇用の実態調査を行うとともに、県の責任で、不足をしている教育、保育、福祉、医療、防災な　どの公的分野での青年雇用を拡大すること。

２、中小零細企業などへの青年雇用助成金制度の拡充を国に求めること。

３、県として、青年むけ、公共・公営住宅の建設や家賃補助制度、生活資金貸与など青年層（独身、既婚）の経済的自立への援助を進めること。

４、青年雇用の安定化（正規雇用）と「ワーキングプア」の解消にむけ、実効ある対策を緊急に国に求めること。また、県としても独自の対策を講じること。

５、県立大学の学費を引き下げること。

Ⅵ、私学助成問題について

　私学の学費値上げを抑制し、父母負担が軽減されるよう私学助成金を拡充してください。

Ⅶ、いのちと健康・環境問題について

１、女川原発、滋賀原発、柏崎刈羽原発等の地震の揺れは「想定外」としている。しかし、日本国民の命にかかわる問題であり、「想定外」で片付けられる問題ではない。伊方原発については地震学者は、「四国電力の基準値はあまりにも低く現実と乖離をしていると指摘をしている。学者・研究者と協議をし、県民が納得できる安全対策を早急に行なうよう四国電力に申し入れを行なうこと。
　また、安全性が確認されていない、現段階において、プルサーマル計画を即時中止するよう申し入れること。

２、高レベル放射性廃棄物最終処理場問題は東洋町の経緯をふまえ、国は「応募」と国が直接市町村に申し入れる」方式の２つを導入するとしている。地震学者は「南海地震は１００年周期でおこり、１万年で１００回起きる。高知県は全域が変動帯で適した場所はない。」と指摘をしている。高知県として国に対し、高知県の地質からして「安易に市町村に高レベル放射性廃棄物処分場の受け入れの申し入れ」を行なわないよう申し入れること。

３、南海地震に備え避難所となる学校や公民館などの耐震化を急ぐこと。また、非常用品

の備蓄を行なうこと。

Ⅷ、農業問題について

　農林漁業従事者の後継者育成や生活保障ができる行政の補助制度をつくること。

IX、教育問題について

１、「認定子ども園」の・施設・設備および職員配置の基準は現行の保育所水準を上回るものとし、子育て支援の充実など県民の要求が実現できるよう改善してください。条例　運営について市町村との協議を進めるようにしてください。

２、保育園における南海大地震の対策を強化し、基盤整備をしてください。

３、国の保育所職員の配置基準(最低基準)を改善するよう取り組みを進めてください。

４、保育料料を引き下げてください。

５、民間保育園への助成制度を改善してください。

６、市町村合併に伴う、保育園の強引な民営化・統廃合を認めないよう指導を強めてください。

７、国に対して、民営保育園の補助金を一般財源化しない取り組みを進めてください。

８、住民要求にもとづく教育行政を進めるために、教育委員会・委員の選任にあたっては、公選制にしてください。

９，国の責任で３０人学級を実現するよう働きかけてください。当面、県独自での３０人学級をすべての小学５・６年生・中学１年生に拡大してください。

１０、義務教育費国庫負担制度を２分の１に復活させるよう国に働きかけてください。

１１、全国一斉学力テストは学校間の点数競争や不正を招くことが予想されます。また、子どもたちの学力形成につながらず、格差を助長するものです。国に中止を働きかけて　ください。

１２、市町村立小中学校の統廃合は、財政論でなく、教育的視点に立ち、児童・生徒、保護者、地域住民の意思を尊重してください。また、教育委員会の自立性と地方分権を守　るためにも市町村教育委員会の広域化は進めないでください。

１３、県立高校再編計画について
①高校統廃合や再編については、統廃合を前提とした一方的な押しつけをせず子ども保護者・地域の意見をふまえ十分な議論の時間を保障してください。
②すでに統廃合された地域の子どもたちが高校に通学するための支援の充実をしてください。

１４、高校入学定員について
①校区の中学校卒業者数にのみにとらわれるのではなく、子ども屋保護者の要望を丁寧に聞き反映させてください。特に近年の高校多様化・再編と統廃合のもとで普通科の定員　の減少が顕著です。このことについては特に慎重な対応をしてください。
②高知学区に「特色ある」学校が集中していることにより、他の学区との間で高校生の流出入が顕著になってきています。各学校ごとにバランスのよい高校配置を行なってください。また、教育の機会均等を保障する意味でも学区制の撤廃はしないでください。

１５、特別支援教育に関して
①盲・聾・養護学校については、これまでどおりそれぞれの障害に応じた専門的な教育を行なうことを基本としてください。
②幼稚園、小・中学校、高等学校における軽度発達障害を持つ子どもたちへの教育的支援については、教職員の研修の充実と同時に、人的・財政的な条件整備を行なってください。

１６、教育費の父母負担を軽減するために、県の予算を増額してください。とりわけ、授業料減免制度、奨学金制度などを拡充してください。高校授業料免除の枠を就学援助並　の所得にしてください。免除の決定次期が遅すぎるので、前々年所得にして５月ころに　決定してください。入学金を免除対象にしてください。

１７、就学援助の準要保護に関わる国庫補助金が交付税措置化されたもとでも、支給枠や支給要件がきちんと措置できるよう市町村に対して、指導・助言を行なってください。　また、県で援助できるように措置をしてください。

１８、複式学級を解消するよう国に働きかけてください。当面、県独自で小学１年生の単式化、複式学級の基準の引き下げ、飛び複式学級の改善を進めてください。

１９、人権教育行政について
①７課題に限定した特別な「人権教育」をやめ、憲法にもとづくあたり前の教育進めてください。
②部落問題については特別措置法の失効をふまえ、地域・人物を限定するなどの特別扱い

をしないでください。
③教育活動は学校の自主性を尊重し、指導資料をつくることはやめてください。

２０、職場に新たな上下関係をつくる主幹教諭・指導教諭･副校長の職は設置しないでください。

２１、学校給食の民間委託をやめ子どもたちの食の安全・安心を守ってください。